

介護・訓練等給付事業補助金における給食費補助の算定誤りについて

1 主旨

区では、民間の障害者通所施設への運営費補助として、介護・訓練等給付事業補助金（以下「当該補助金」という）を交付している。当該補助金は年度当初に概算額を決定した上で、概算払いをし、翌年度の4月に施設からの実績報告に基づき補助金額を確定し、精算を行うものである。

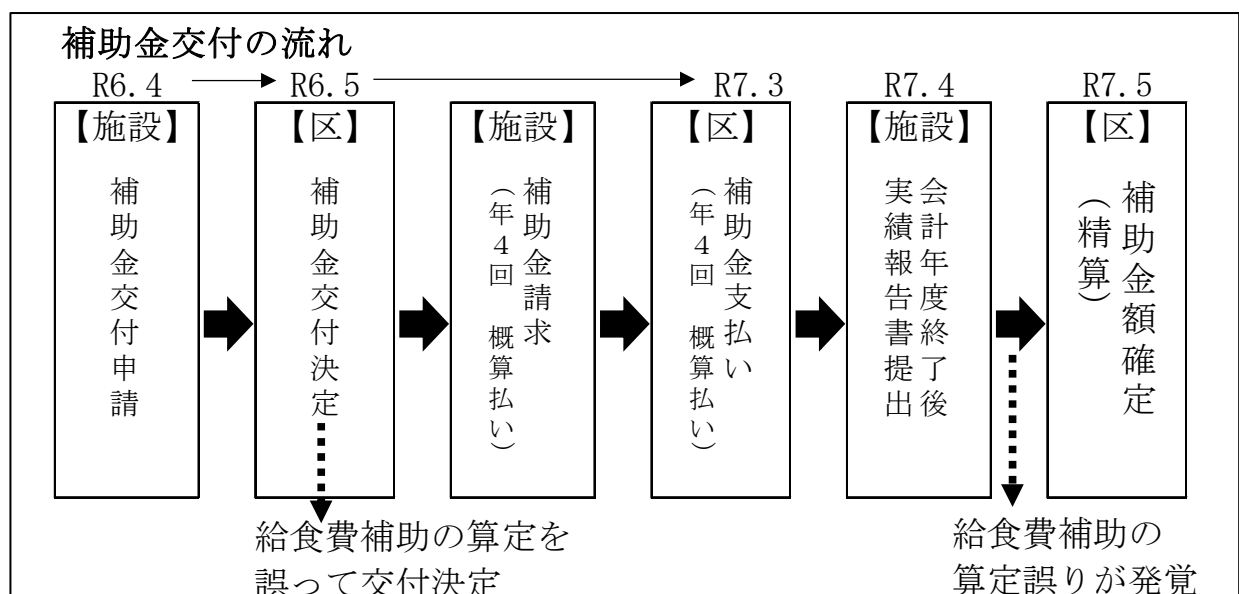
このたび、令和6年度の精算を行うにあたり、年度当初の補助金交付決定時において、対象項目の一つである給食費補助の部分に算定誤りがあったことが判明し、該当施設に対して補助金の返納を求めることとなったため、その算定誤りの経緯や再発防止の取組み等について報告する。

2 経緯及び内容

当該補助金は複数の対象項目（定員等に基づく基本補助、送迎費補助、研修費補助等）を合算して、補助額総額を決定するもので、その項目の一つに給食費補助があり、補助額の算定にあたり、表計算ソフト・エクセルの自動計算機能を利用して算出している。

給食費補助は施設と利用者の負担相当分として区独自で設定した単価を用いて算定すべきところ、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定による補助項目の変更確認をする中で、給食費算定に利用するエクセルの計算式に区の単価ではなく誤って国の報酬である食事提供体制加算の単価を入力したことから、正しい補助額より高い補助額を算定してしまった。

その後、令和7年4月の実績報告時の施設からの問い合わせにより交付決定時の算定に誤りがあることが判明した。



3 影響額

合計 5,651,207円

(当該補助金の対象施設 45 施設のうち、今般の給食費の算定誤りが含まれていた施設 10 施設の交付額の正誤の差額の合計額)

施設	補助交付額 (全体)	内 給食費補助部分		
		【誤】 給食費補助交付額	【正】 給食費補助交付額	交付額 正誤の差額
A	69,803,489	593,013	349,860	243,153
B	38,197,768	843,703	497,760	345,943
C	35,362,460	852,602	503,010	349,592
D	82,290,921	858,039	506,217	351,822
E	43,177,952	1,013,237	597,780	415,457
F	67,209,908	2,507,374	1,995,840	511,534
G	22,421,847	1,316,247	767,491	548,756
H	123,026,015	2,104,946	1,241,856	863,090
I	92,375,573	2,253,835	1,329,696	924,139
J	80,975,339	2,632,995	1,535,274	1,097,721
合計	654,841,272	14,975,991	9,324,784	5,651,207

4 原因

当該補助金の項目によっては、国の報酬単価を活用している部分があり、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定に対して補助項目の変更確認を行っていた。その中で、区の単価で算定している給食費補助は改定する必要がないにも関わらず、補助金交付要綱の内容を確認せずに、区の単価ではなく国の食事提供体制加算の単価をエクセルの計算式（単価×食数）に入力したことが原因である。

5 該当施設への対応

今回の算定誤りが判明した施設にはお詫びするとともに、正しい補助金額と、多く支払った金額の精算手続きによる返納について丁寧に説明した。なお、既に全ての施設から了承を得られており、現在、返納の手続きを進めている。

6 再発防止の取組み

本件判明後、当該補助金以外のその他の補助金についても全てチェックし、補助額等に誤りがないことを確認した。

また、要綱その他の関連法令に基づいて補助金を交付する、という原則に基づいて、改めて要綱その他の関連法令の内容の確認を行うよう、全職員に周知した。

併せて、令和7年度の各種補助金交付事務を行うにあたり、エクセルの自動計算機能を利用する場合には、計算式に誤りがないか複数の職員で再度確認することとし、適正な補助金支出業務の徹底を図っていく。